

群馬県と日本獣医生命科学大学との野生動物対策推進 に関する包括連携協定書

群馬県（以下「県」という。）と日本獣医生命科学大学（以下「大学」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は県と大学が包括的な連携のもと相互に協力し、県の野生動物対策に係わる専門的な人材の育成と大学の野生動物に係わる教育研究活動の円滑な推進を図り、もって人と野生動物との共生の道を探り、地域の農林水産業の振興や自然環境の保全に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 県及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 県職員（市町村職員等を含む）の専門的研修に関すること。
- (2) 大学学生の研修・実習に関すること。
- (3) 野生動物に係わる共同研究に関すること。
- (4) 県立農林大学校及び県内公立高等学校との連携に関すること。
- (5) 県民への講習・指導・助言に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、県と大学とで構成する連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に必要な事項は県と大学が協議のうえ、別に定める。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし本協定の有効期間の満了の日の3ヶ月前までに、県・大学いずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合はさらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

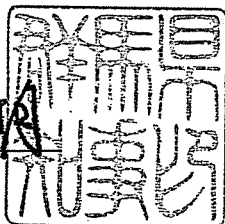
第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議し定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、県と大学はそれぞれ署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成21年6月24日

群馬県知事

大澤正明



日本獣医生命科学大学学長

池谷卯典

